

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第35号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(事務の委任)</p> <p><b>第1条</b> 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>			<p>(事務の委任)</p> <p><b>第1条</b> 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
53	(略)	<p>(1)～(36) (略)</p> <p>(37) 第26条の3第1項（<u>第44条の3の2第6項</u>若しくは<u>第50条の3第6項</u>において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による検体等の提出の命令</p> <p>(38) 第26条の3第3項（<u>第44条の3の2第6項</u>若しくは<u>第50条の3第6項</u>において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用</p>	53	(略)	<p>(1)～(36) (略)</p> <p>(37) 第26条の3第1項（<u>第44条の3の5第6項</u>若しくは<u>第50条の6第6項</u>において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による検体等の提出の命令</p> <p>(38) 第26条の3第3項（<u>第44条の3の5第6項</u>若しくは<u>第50条の6第6項</u>において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用</p>

する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の収去

(39)～(54) (略)

(55) 第37条第1項(第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の申請の受付及び同条第2項又は第3項ただし書の規定による認定

(56)～(58) (略)

(59) 第43条第1項の規定による報告の要求及び検査

(60) (略)

(61) 第44条の3第4項(第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の食事の提供等

(62) 第44条の3第5項(第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による実費の徴収

する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の収去

(39)～(54) (略)

(55) 第37条第1項(第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の申請の受付及び同条第2項(第44条の3の2第2項又は第50条の3第2項において準用する場合を含む。)又は第3項ただし書の規定による認定

(56)～(58) (略)

(59) 第43条第1項(第44条の3の2第2項又は第50条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求及び検査

(60) (略)

(61) 第44条の3第7項(第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の食事の提供等

(62) 第44条の3第8項(第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による実費の徴収

(63) 第44条の3の2第1項(第44条の9第1項の規

		<p><u>(63) 第44条の3の2第3項</u>  (第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)に規定する検体等の受付</p> <p><u>(64) 第44条の3の3</u> (第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定による届出の受付</p> <p><u>(65)～(77)</u> (略)</p> <p><u>(78) 第50条の3第3項</u>に規定する検体等の受付</p> <p><u>(79) 第50条の4</u>の規定による届出の受付</p> <p><u>(80)・(81)</u> (略)</p>		<p><u>定に基づく政令において準用する場合を含む。)の申請の受付</u></p> <p><u>(64) 第44条の3の3第1項</u>  (第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の申請の受付及び当該申請に対する決定</p> <p><u>(65) 第44条の3の5第3項</u>  (第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)に規定する検体等の受付</p> <p><u>(66) 第44条の3の6</u> (第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定による届出の受付</p> <p><u>(67)～(79)</u> (略)</p> <p><u>(80) 第50条の3第1項の申請の受付</u></p> <p><u>(81) 第50条の4第1項の申請の受付及び当該申請に対する決定</u></p> <p><u>(82) 第50条の6第3項</u>に規定する検体等の受付</p> <p><u>(83) 第50条の7</u>の規定による届出の受付</p> <p><u>(84)・(85)</u> (略)</p>
54	(略)	<p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 第33条第7項</u>の規定による届出の受付</p> <p><u>(22)～(24)</u> (略)</p> <p><u>(25) 第38条の2第1項</u> (同条第2項において準用す</p>	54	<p>(略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 第33条第9項</u>の規定による届出の受付</p> <p><u>(22)～(24)</u> (略)</p> <p><u>(25) 第38条の2第1項</u>の規定による報告の受付</p>

	る場合を含む。)の規定による報告の受付 (26) <u>第38条の2第3項</u> の報告の受付 (27)～(32) (略)
(略)	

2 (略)  
(権限の留保)

**第2条** 知事は、前条第1項の表15の項(26)から(28)まで及び(43)並びに同表18の項(5)に掲げる事務並びに同表53の項(1)から(53)まで、(55)、(58)及び(60)から(79)までに掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症に係るものに限る。）について、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。

	(26) <u>第38条の2第2項</u> の報告の受付 (27)～(32) (略)
(略)	

2 (略)  
(権限の留保)

**第2条** 知事は、前条第1項の表15の項(26)から(28)まで及び(43)並びに同表18の項(5)に掲げる事務並びに同表53の項(1)から(53)まで、(55)、(58)及び(60)から(83)までに掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症に係るものに限る。）について、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。